証券コード　6345
平成30年６月５日

株主各位

埼玉県上尾市大字領家字山下1152番地の10
株式会社アイチコーポレーション
取締役社長　三　浦　　治

第70回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第70回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、平成30年６月20日（水曜日）午後５時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成30年６月21日（木曜日）午前10時
２．場　　所　埼玉県上尾市大字領家字山下1152番地の10
　　当本社（末尾の会場ご案内略図をご参照ください）
３．会議の目的事項
報告事項　１．第70期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　　２．第70期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
第７号議案　退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
なお、事業報告、連結計算書類、計算書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス https://www.aichi-corp.co.jp/）に掲載いたしますのでご了承ください。

〔ご参考〕

書面またはインターネットによる議決権行使のお手続きについて

書面またはインターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申しあげます。

当日ご出席の場合は、書面またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

書面による議決権の行使

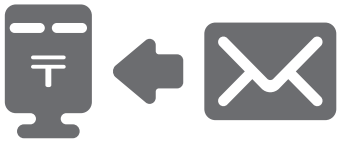

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年６月20日（水曜日）午後５時30分までに到着するようご送付ください。

インターネットによる議決権の行使



1 議決権行使サイトについて

(1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※1から、当社の指定する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）

バーコード読み取り機能付きの携帯電話を利用して、ＱＲコード※2を読み取り、議決権行使専用のウェブサイトにアクセスいただくことも可能です。

なお、操作方法の詳細につきましては、お持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

※１「ｉモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

※２ ＱＲコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

(2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

(3) 携帯電話による議決権行使は、ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。なお、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

(4) インターネットによる議決権行使は、平成30年６月20日（水曜日）の午後５時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使いただきますようお願いいたします。なお、ご不明な点等がございましたら後記のヘルプデスクへお問い合わせください。

2 インターネットによる議決権行使方法について

(1) 議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

(2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

(3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

(1) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

(2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。

4 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

5 機関投資家の皆様は、㈱ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における議決権行使の方法として、上記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただけます。

以　上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

0120-173-027（受付時間 午前9:00～午後9:00、通話料無料）

（提供書面）

事　業　報　告

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、好調な企業収益を背景とする雇用の拡大や設備投資増加の動き、雇用・所得環境の堅調さによる個人消費の伸びなどが見られ、景気は回復傾向が続いております。海外経済におきましても、景気は堅調な動きが見られますが、先行きにつきましては、米国政権の保護主義的な通商政策や貿易摩擦、欧州諸国の政治情勢の影響や地政学的リスクなどの不安要素もあり、不透明感が払拭されない状況にあります。

このような環境の中、特装車の販売につきまして、通信業界では、経年車両の更改需要増加により、前連結会計年度に比べ売上が増加いたしました。鉄道業界においても、車両の老朽化による更新や機械化需要の継続により、同様に前連結会計年度に比べ増加いたしました。一方、電力業界では、配電設備の更新需要の減少により、前連結会計年度に比べ売上が減少いたしました。レンタル業界においても、社会インフラ工事需要は高水準で推移しているものの、建築工事需要向け機械化設備投資の抑制傾向が続き、同様に前連結会計年度に比べ減少いたしました。

この状況のもと、当連結会計年度の経営成績は、売上高は前連結会計年度を11億33百万円(2%)下回る614億74百万円となりました。主な売上高の内訳を示しますと、特装車売上高は前連結会計年度を14億77百万円(3%)下回る496億28百万円、部品・修理売上高は前連結会計年度を4億16百万円(4%)上回る110億14百万円となりました。

部門別の売上高は次のとおりであります。

区分		前連結会計年度		当連結会計年度		前年度比増減額	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	比率
		百万円	%	百万円	%	百万円	%
特装車	穴掘建柱車	2,169	3.5	2,202	3.6	33	1.5
	高所作業車	46,220	73.8	44,548	72.4	△1,671	△3.6
	その他	2,715	4.3	2,877	4.7	161	5.9
	計	51,106	81.6	49,628	80.7	△1,477	△2.9
中古車		617	1.0	528	0.9	△88	△14.3
部品・修理		10,597	16.9	11,014	17.9	416	3.9
その他		286	0.5	302	0.5	16	5.6
合計		62,608	100.0	61,474	100.0	△1,133	△1.8

利益につきましては、営業利益は前連結会計年度を2億30百万円(3%)下回る75億76百万円、経常利益は前連結会計年度を2億90百万円(4%)上回る83億28百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度を6億66百万円(13%)上回る57億85百万円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中における設備投資の総額は８億38百万円で、その内容は次のとおりであります。

区　　分	内　　容	金　　額
		百万円
建物及び構築物	北日本支店等の建物他	296
機械及び装置	新治工場等の機械設備およびデモ車他	236
その他	新治・伊勢崎工場の型・治具等	304
合　　計		838

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達につきましては、通常の運転資金のほか設備投資資金を自己資金により賄い、増資・社債等による資金調達は行っておりません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第67期 (平成27年３月期)	第68期 (平成28年３月期)	第69期 (平成29年３月期)	第70期 (当連結会計年度) (平成30年３月期)
売上高（百万円）	49,307	57,107	62,608	61,474
経常利益（百万円）	4,898	6,694	8,038	8,328
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	3,093	4,600	5,118	5,785
１株当たり当期純利益（円）	39.85	59.27	65.94	74.53
総資産（百万円）	72,450	80,452	83,831	80,750
純資産（百万円）	49,154	51,743	55,904	60,950
１株当たり純資産額（円）	633.20	666.57	720.17	785.18

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第67期 (平成27年３月期)	第68期 (平成28年３月期)	第69期 (平成29年３月期)	第70期 (当事業年度) (平成30年３月期)
売上高（百万円）	48,516	56,991	62,308	61,129
経常利益（百万円）	4,597	6,289	8,199	7,789
当期純利益（百万円）	2,778	4,074	5,392	5,336
１株当たり当期純利益（円）	35.79	52.49	69.46	68.75
総資産（百万円）	71,186	79,037	82,614	79,007
純資産（百万円）	48,082	51,051	55,575	59,908
１株当たり純資産額（円）	619.40	657.65	715.94	771.76

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は株式会社豊田自動織機で、同社は当社の株式40,521千株（議決権比率52.2%）を保有いたしております。

当社と親会社とは、特装車の販売および部品の販売・購入などの取引を行っております。

また、親会社が運用する「キャッシュマネージメントサービス」に余剰資金の預け入れをしております。

親会社等との間の取引に関する事項は以下のとおりであります。

イ．当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

営業取引につきましては、一般的取引条件と同様に価額決定がなされております。同様に、余剰資金の預け入れ金利につきましても、市場金利を勘案した合理的な利息が設定されており、経済的合理性にかなうよう留意しております。

ロ．当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由

当社は親会社より従業員１名が当社の取締役に就任しており、経営情報の交換等、親会社等との連携を取りながら、取締役会を運営しております。

なお、当社の事業活動につきましては、親会社等と事業の棲み分けがなされており、事業活動上の制約はありません。また、取引状況等の内容の適正性を第三者との取引条件と比較検討し、当社の利益を害さないようその妥当性の判断を行っております。

ハ．取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

② 重要な子会社及び関連会社の状況

会　社　名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
（子会社）			
株式会社アイチ研修センター	30百万円	100.0%	安全等に関する教育事業
浙江愛知工程機械有限公司	15,000千米ドル	100.0%	特殊機械の製造販売
AICHI NZ LIMITED	2,300千NZドル	100.0%	当社製品の販売
AICHI AUS PTY LTD	1,700千豪ドル	100.0%	当社製品の販売
（関連会社）			
杭州愛知工程車輌有限公司	10,000千米ドル	50.0%	特殊自動車の製造販売

（注）１．AICHI NZ LIMITEDは、平成29年５月２日付でニュージーランドに設立しております。
２．AICHI AUS PTY LTDは、平成29年４月28日付でオーストラリア連邦に設立しております。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、わが国経済は、好調な企業収益による人材・設備両面での投資の拡大をはじめとして、景気は回復傾向を維持すると予想されますが、海外経済におきましては、景気の回復が見られるものの、米国の貿易政策などや欧州の政治面での影響などの不透明感は継続すると思われます。

このような中で、当社グループにおきましては、作業環境創造企業としての経営の基本方針に基づき、経済の発展と豊かな社会づくりに貢献すべく、事業活動を行っております。

中長期的な経営戦略としましては、世界市場での高所作業車メーカとしての確固たる地位の確立をめざし、新商品の計画的な投入とグローバルな製品供給体制づくりを進めてまいります。

また、全社をあげて原価低減と業務効率化に取り組み、利益を創出してまいります。

なお、企業の信頼性確保のため、内部統制システムの整備・運用が求められております。当社グループは、より一層の内部統制機能の充実に取り組むとともにコーポレート・ガバナンスの充実・強化に努めてまいります。

何卒、株主の皆様方におかれましては、なお一層のご支援とご協力を賜りますよう伏してお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容（平成30年３月31日現在）

当社グループ（当社、子会社４社および関連会社１社により構成）が営んでいる主な事業内容は、電力・電気・通信工事用の穴掘建柱車・高所作業車等と建設・荷役用の高所作業車等の製造、販売、部品・修理およびスキッドステアローダー等の製造、販売ならびに高所作業車等の研修を行っております。

また、一部の高所作業車につきましては、親会社へＯＥＭ供給を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場（平成30年３月31日現在）

①　当社

名　　称	所　　在　　地
本　　社	埼玉県上尾市大字領家字山下1152番地の10
支　　店	北日本（宮城）、関東（埼玉）、中部（愛知）、関西（大阪）、中四国（広島）、九州（福岡）
工　　場	新治（群馬）、伊勢崎（群馬）

②　子会社及び関連会社

会　社　名	所　在　地
（子会社）	
株式会社アイチ研修センター	埼玉県上尾市
浙江愛知工程機械有限公司	中華人民共和国浙江省杭州市
AICHI NZ LIMITED	Otago New Zealand
AICHI AUS PTY LTD	Queensland Australia
（関連会社）	
杭州愛知工程車輛有限公司	中華人民共和国浙江省杭州市

(7) 使用人の状況（平成30年３月31日現在）

①　企業集団の使用人の状況

使　用　人　数	前連結会計年度末比増減（△）
1,139　名	54　名

（注）　使用人数は、就業人員であります。

②　当社の使用人の状況

使　用　人　数	前事業年度末比増減(△)	平　均　年　齢	平均勤続年数
995 名	33 名	41.6 歳	17.8 年

（注）１．使用人数は、就業人員であります。
　　２．使用人数は、常務役員、技監５名および期間従業員等129名を除いております。

(8) 主要な借入先の状況（平成30年３月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（平成30年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　　235,000,000株

② 発行済株式の総数　　79,453,250株（うち自己株式 1,827,418株）

③ 株主数　　10,042名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
株式会社豊田自動織機	40,521	52.2
ＮＤＳ株式会社	2,072	2.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,912	2.5
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	1,815	2.3
いすゞ自動車株式会社	1,274	1.6
アイチコーポレーション従業員持株会	1,085	1.4
東京海上日動火災保険株式会社	867	1.1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	839	1.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（三井住友信託銀行再信託分・トヨタ自動車株式会社退職給付信託口）	762	1.0
愛協会	747	1.0

（注）１．当社は、自己株式（1,827,418株）を所有しておりますが、上記の大株主より除いております。

２．持株比率は、発行済株式総数から自己株式数を控除して算出しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成30年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 取締役社長	三　浦　　治	
代表取締役 常務取締役	稲　越　紳　也	企画・管理部門、営業部門統括
取　締　役	大　平　彰　彦	情報システム部門、品質保証部門、技術・開発部門、生産管理部門、製造部門統括
取　締　役	鈴　木　　武	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社特別顧問 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社社外取締役
取　締　役	川　瀧　　悟	株式会社豊田自動織機トヨタＬ＆Ｆカンパニー ＴＭＨＧ統括部長
常勤監査役	水　野　行　廣	
常勤監査役	島　田　健　一	
監　査　役	伊　藤　卓　志	ＮＤＳ株式会社取締役会長 株式会社東海通信資材サービス社外取締役 テレビ愛知株式会社社外取締役 株式会社エフエム愛知社外取締役
監　査　役	高　月　重　廣	
監　査　役	古　林　　清	

（注）１．取締役鈴木武氏は、社外取締役であります。
２．監査役伊藤卓志氏、監査役高月重廣氏および監査役古林清氏は、社外監査役であります。
３．取締役鈴木武氏、監査役伊藤卓志氏、監査役高月重廣氏および監査役古林清氏は、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届出しております。
４．常勤監査役水野行廣氏は、当社経理部門において長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
５．監査役高月重廣氏は、公認会計士としての豊富な経験があり、財務および会計に関する高い知見を有しております。
６．当事業年度中に辞任した監査役

氏　　名	辞　任　日	辞任時の担当および重要な兼職の状況
水　野　　忠	平成29年６月22日	－

② 責任限定契約の内容の概要

当社の社外取締役および各社外監査役は、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第１項に定める額を責任の限度としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人員	支給額
	名	百万円
取締役	11	119
監査役	6	50
合　　計	17	169

（注）１．取締役の報酬限度額は、平成27年６月26日開催の第67回定時株主総会において年額360百万円以内と決議いただいております。

２．監査役の報酬限度額は、平成18年６月29日開催の第58回定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。

３．上記の支給人員には、平成29年６月22日開催の第69回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役６名および辞任した監査役１名を含んでおります。

４．上記の支給額には、以下のものも含まれております。

・当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額14百万円（取締役９名分10百万円、監査役２名分３百万円）。

・当事業年度中における役員賞与引当金計上額44百万円（取締役３名分31百万円、監査役２名分12百万円）。

５．上記の支給額のほか、平成29年６月22日開催の第69回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役２名および辞任取締役１名に対して43百万円支給しております。なお、金額には、過年度の事業報告において記載した役員退職慰労引当金の繰入額42百万円が含まれております。

６．上記の支給額のうち、社外取締役および社外監査役に対する報酬等の総額は、５名15百万円であります。

④　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

・当社の社外取締役鈴木武氏は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の特別顧問を兼任しております。同社は当社との間で間接的に損害保険などの取引があります。

・当社の社外監査役伊藤卓志氏は、ＮＤＳ株式会社の取締役会長を兼任しており、同社は当社の発行済株式の2.7%、当社は同社の発行済株式の3.8%を保有しております。なお、同社グループは当社より高所作業車を購入しております。

・当社の社外監査役高月重廣氏および社外監査役古林清氏と当社の間で特別な利害関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

氏　　名	活　　動　　状　　況
取締役　鈴　木　　武	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。豊富な経験と高い見識に基づき、客観的かつ広範な視野から、取締役会において議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役　伊　藤　卓　志	平成29年６月の就任後、当事業年度に開催された取締役会10回のうち８回に出席し、監査役会10回のうち９回に出席いたしました。豊富な経験と高い見識に基づき、客観的かつ広範な視野から、取締役会および監査役会において発言を行っております。
監査役　高　月　重　廣	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。会計・財務の専門的知識と幅広い経験に基づき、経営全般にわたり公正かつ客観的かつ広範な視野から、取締役会および監査役会において発言を行っております。
監査役　古　林　　清	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。豊富な経験と高い見識に基づき、客観的かつ広範な視野から、取締役会および監査役会において発言を行っております。

ハ．当社親会社または当社親会社の子会社から受けた役員報酬等の額

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　ＰｗＣあらた有限責任監査法人

② 報酬等の額

区　　分	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	百万円 43
当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	43

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人および社内関係部署から収集した情報に基づき、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

３．当社の重要な子会社のうち、在外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制として、取締役会において下記のとおり決議しております。

① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

イ．行動指針として「行動規範」を制定し、これを役職員に周知し、法令遵守をあらゆる企業活動の前提としている。

ロ．コンプライアンス担当取締役を置き、内部統制委員会およびリスク管理委員会のもと、全社横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努める。

ハ．監査室（内部監査部門）および監査役は、常時連携して、業務の監査結果を交換し、全社のコンプライアンス体制の実現、問題の発見に努める。

ニ．取締役の職務遂行の適法性を確保するための牽制機能および経営の多様な視点からの意思決定を目的とし、取締役会に当社と利害関係を有しない社外取締役を置く。

ホ．「企業倫理相談窓口制度」などにより、取締役・使用人のコンプライアンスに関する重要事項の早期発見に努める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

当社の社内規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役および監査役は、常時これらの文書を閲覧できる。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．全社のリスクに関する統括責任者として担当取締役を置き、リスク管理委員会を設置する。

ロ．リスク管理委員会は、業務に応じて生じるリスクを未然に防止する手続や機構を整備する。有事の際は迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。

ハ．リスク管理委員会にて検討された内容は、内部統制委員会のフローに落とし込む仕組みとする。

ニ．監査室（内部監査部門）は、内部統制の有効性および実際の業務遂行状況につき、全部門を対象に業務監査、遵法監査を年度計画に基づき実施する。監査の結果をトップマネジメントに報告する。

ホ．適切な資金管理および所定の権限に基づく業務ならびに予算の執行に努める。

ヘ．適切な財務報告の確保および適時適正な情報開示に努める。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。

イ．取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく部門毎の業績目標と予算の設定と、ＩＴを活用した月次・四半期業績管理を実施している。

ロ．取締役会にて定められた職務分掌に基づいて業務を執行し、常務役員および理事ならびに参与は、委任および指示された事項について取締役を効率的に補佐し、迅速な経営判断を可能にしている。

⑤　株式会社ならびに親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．親会社内部監査部門の定期的監査を受け入れ、その報告を受けると共に、情報交換を行い、コンプライアンス上の課題および効率性の観点からの課題を把握する。

ロ．当社およびグループ各社における内部統制の体制は、内部統制委員会を設けると共に、当社およびグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われている。

ハ．グループ企業に監査役を派遣し、監査範囲を業務監査を含めて実施し、当社の監査室（内部監査部門）がグループ企業の内部監査を実施し、コンプライアンス体制づくりを行うと共に、早期の問題発見に努める。

ニ．当社グループに共通の行動規範を定め、グループ会社の役職員と一体となった遵法意識の醸成を図る。

⑥　監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項

専属スタッフを配置し、監査業務を補助し、その人事については、常勤監査役の同意の取得を必要としております。

⑦　当社およびグループ会社の取締役および使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

監査役の要請に基づき、社内の重要な会議には、監査役の出席を得る体制としている。また、必要に応じた監査役の職務に要する費用を負担する。

取締役および使用人は次に定める事項が生じた場合は、すみやかに監査役に対して報告し、報告者は報告を理由として不利に取り扱われないことを確保する。

イ．経営会議で決議された事項。
ロ．当社およびグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項。
ハ．毎月の経営状況の重要な事項。
ニ．内部監査およびリスク管理に関する重要な事項。
ホ．重大な法令・定款違反。
ヘ．その他コンプライアンス上重要な事項。

⑧　その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会に対して、業務執行取締役および重要な使用人からヒアリングを実施する機会および代表取締役、監査法人等とそれぞれ定期的に意見交換する機会を保証する。

⑨　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

当社および当社グループ各社では、取締役・使用人の行動指針として「行動規範」を定めており、その一つとして反社会的勢力への対応を掲げている。基本的な考え方は、反社会的勢力には毅然とした態度でのぞみ、これらを寄せつけない、こととしている。

具体的には、対応責任部署を明確にし、必要とあれば警察など関係行政機関に相談して適切な措置を講じている。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度（平成29年４月1日から平成30年３月31日まで）のうち、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

①平成29年４月１日以降の主な会議の開催状況として、取締役会は13回開催され、取締役の職務遂行の適法性を確保し、経営の多様な視点からの意思決定のために、当社と利害関係を有しない社外取締役が13回出席いたしました。その他、監査役会は13回、経営会議は12回、内部統制委員会は４回、リスク管理委員会は４回開催いたしました。

②各監査役は、監査役会において定めた監査方針及び監査計画等に従い監査を行うとともに、当社代表取締役および他の取締役、監査室（内部監査部門）、会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。

③監査室（内部監査部門）は、年度計画に基づき、当社の全部門を対象とした業務監査、遵法監査および当社グループ各社の内部監査を実施しました。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の配当政策は、経営体質強化および今後の事業展開等を勘案した上で、株主の皆様へ長期的な視点に立った配当を行うことを基本方針としております。

当事業年度の配当につきましては、昨年11月に中間配当金を１株につき11円とさせていただきましたが、期末配当金につきましては、１株につき11円とし、年間としては前事業年度より４円増配し１株につき22円とさせていただく予定であります。

また、内部留保金につきましては、新商品の開発、生産性・品質の向上、営業力の強化、新市場の開拓等に活用し、今後の収益構造の改善および財務基盤の一層の強化・拡充を図ってまいります。

（注） 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨て、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

（平成30年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**50,364,211**	**流動負債**	**14,307,652**
現金及び預金	1,164,714	支払手形及び買掛金	9,343,157
預け金	25,116,417	未払法人税等	1,418,361
受取手形及び売掛金	20,023,741	役員賞与引当金	44,000
製品	640,572	製品保証引当金	176,917
仕掛品	1,102,462	その他	3,325,216
原材料及び貯蔵品	1,198,834	**固定負債**	**5,492,224**
繰延税金資産	574,270	繰延税金負債	54,036
その他	543,335	土地再評価に係る繰延税金負債	616,302
貸倒引当金	△138	役員退職慰労引当金	48,900
固定資産	**30,385,895**	退職給付に係る負債	3,949,318
有形固定資産	**21,178,182**	その他	823,665
建物及び構築物	8,642,314	**負債合計**	**19,799,877**
機械装置及び運搬具	3,196,231	（純資産の部）	
工具器具及び備品	351,328	**株主資本**	**59,733,023**
土地	8,525,970	資本金	10,425,325
建設仮勘定	41,648	資本剰余金	9,923,356
その他	420,688	利益剰余金	40,301,476
無形固定資産	**1,213,218**	自己株式	△917,134
投資その他の資産	**7,994,494**	**その他の包括利益累計額**	**1,217,206**
投資有価証券	6,342,093	その他有価証券評価差額金	3,199,125
その他	1,657,773	土地再評価差額金	△1,624,044
貸倒引当金	△5,372	為替換算調整勘定	75,631
		退職給付に係る調整累計額	△433,505
		純資産合計	**60,950,230**
資産合計	**80,750,107**	**負債・純資産合計**	**80,750,107**

連結損益計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		61,474,323
売上原価		47,222,265
売上総利益		14,252,057
販売費及び一般管理費		6,675,396
営業利益		7,576,661
営業外収益		
受取利息及び配当金	132,384	
その他	632,974	765,358
営業外費用		
支払利息	28	
為替差損	9,773	
その他	3,308	13,109
経常利益		8,328,910
特別利益		
固定資産売却益	37	
投資有価証券売却益	16,265	16,303
特別損失		
固定資産売却損	272	
固定資産除却損	84,591	
投資有価証券評価損	1,000	
保険解約損	10,830	
減損損失	763	97,458
税金等調整前当期純利益		8,247,755
法人税、住民税及び事業税	2,435,446	
法人税等調整額	27,152	2,462,599
当期純利益		5,785,156
親会社株主に帰属する当期純利益		5,785,156

連結株主資本等変動計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

項目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,425,325	9,923,342	36,068,845	△916,683	55,500,829
当期変動額					
剰余金の配当			△1,552,526		△1,552,526
親会社株主に帰属する当期純利益			5,785,156		5,785,156
自己株式の取得				△470	△470
自己株式の処分		13		20	33
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	13	4,232,630	△450	4,232,193
当期末残高	10,425,325	9,923,356	40,301,476	△917,134	59,733,023

項目	その他の包括利益累計額		
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定
当期首残高	2,649,809	△1,624,044	△13,242
当期変動額			
剰余金の配当			
親会社株主に帰属する当期純利益			
自己株式の取得			
自己株式の処分			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	549,315		88,874
当期変動額合計	549,315	－	88,874
当期末残高	3,199,125	△1,624,044	75,631

項目	その他の包括利益累計額		純資産合計
	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	△609,282	403,239	55,904,069
当期変動額			
剰余金の配当			△1,552,526
親会社株主に帰属する当期純利益			5,785,156
自己株式の取得			△470
自己株式の処分			33
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	175,777	813,966	813,966
当期変動額合計	175,777	813,966	5,046,160
当期末残高	△433,505	1,217,206	60,950,230

連　結　注　記　表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

１．連結の範囲に関する事項

すべての子会社４社を連結の範囲に含めております。

連結子会社名

株式会社アイチ研修センター	浙江愛知工程機械有限公司
AICHI NZ LIMITED	AICHI AUS PTY LTD

上記のうち、AICHI NZ LIMITED およびAICHI AUS PTY LTDは当連結会計年度において新たに設立したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

２．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の状況

関連会社１社に持分法を適用しております。

関連会社名

杭州愛知工程車輛有限公司

(2) 持分法適用手続きに関する特記事項

杭州愛知工程車輛有限公司の決算日は12月31日でありますが、連結計算書類の作成にあたっては、３月31日で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

３．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、浙江愛知工程機械有限公司の決算日は12月31日でありますが、連結計算書類の作成にあたっては、３月31日で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

４．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製品・仕掛品	個別法
原材料	主として移動平均法
貯蔵品	最終仕入原価法

② 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券	時価のあるもの	連結決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
	時価のないもの	移動平均法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産以外）

主として、定率法によっております。なお、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備および構築物につきましては、定額法によっております。

② 無形固定資産（リース資産以外）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

また、のれんにつきましては、４年～８年間で均等償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する方法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につきましては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては、個別に財務内容を評価し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③ 製品保証引当金

製品保証に伴う費用の支出に備えるため、過去の実績率に基づいて算出した見積額および特定の製品に対する個別に算出した発生見込額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、社内規程に基づき当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

為替予約について振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理の方法

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

連結貸借対照表に関する注記

１．有形固定資産の減価償却累計額　18,150,125千円

２．土地再評価に関する事項

当社は、土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）および土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年３月31日公布法律第19号）に基づき、平成14年３月31日に事業用の土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額につきましては、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年３月31日公布法律第24号）に基づき、土地再評価に係る繰延税金負債は負債の部に、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法は、土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第３号に定める固定資産税評価額および第２条第４号に定める路線価に合理的な調整を行い算出しております。

再評価を行った年月日　平成14年３月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿残高との差額　△2,646,649千円

連結損益計算書に関する注記

通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益低下による簿価切下額

売上原価　31,899千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	79,453,250株	－株	－株	79,453,250株

２．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

３．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成29年６月22日 定時株主総会	普通株式	698,637千円	9円00銭	平成29年3月31日	平成29年6月23日
平成29年10月30日 取締役会	普通株式	853,888千円	11円00銭	平成29年9月30日	平成29年11月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成30年6月21日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	853,884千円	11円00銭	平成30年3月31日	平成30年6月22日

金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用につきましては短期的な預金等に限定し、運転資金および設備投資資金は、自己資金で賄っており銀行等金融機関からの借入は行っておりません。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理によりリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式につきましては四半期ごとに時価の把握を行っております。

デリバティブ取引は、通常の営業取引過程における輸出取引の為替相場の変動によるリスクを軽減するため、為替予約取引を行っております。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成30年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額につきましては、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
(1) 現金及び預金	1,164,714	1,164,714	－
(2) 預け金	25,116,417	25,116,417	－
(3) 受取手形及び売掛金	20,023,741		
貸倒引当金（※）	△138		
	20,023,603	20,023,603	－
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	5,909,533	5,909,533	－
資産計	52,214,269	52,214,269	－
(5) 支払手形及び買掛金	9,343,157	9,343,157	－
(6) 未払法人税等	1,418,361	1,418,361	－
負債計	10,761,518	10,761,518	－
(7) デリバティブ取引	－	－	－

（※）受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

（注）

(1) 現金及び預金、(2) 預け金ならびに(3) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

なお、為替予約の振当処理の対象とされている売掛金は、当該為替予約と一体として処理された額をもって評価しております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

なお、非上場株式（連結貸借対照表計上額432,560千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

(5) 支払手形及び買掛金ならびに(6) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) デリバティブ取引

為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金の時価に含めて記載しております。

賃貸等不動産に関する注記

重要性がないため、記載を省略しております。

１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	785円18銭
１株当たり当期純利益	74円53銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

該当事項はありません。

貸　借　対　照　表

（平成30年３月31日現在）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
（資　産　の　部）		（負　債　の　部）	
流　動　資　産	**49,800,051**	**流　動　負　債**	**14,180,433**
現金及び預金	205,211	支払手形	915,960
預け金	25,116,417	電子記録債務	4,209,778
受取手形	2,706,151	買掛金	4,272,229
電子記録債権	1,669,679	未払金	680,679
売掛金	15,919,433	未払法人税等	1,417,420
製品	422,683	未払費用	1,449,564
仕掛品	1,027,020	未払消費税等	448,437
原材料及び貯蔵品	872,625	預り金	343,851
繰延税金資産	525,061	前受収益	205
短期貸付金	849,920	役員賞与引当金	44,000
その他	485,847	製品保証引当金	176,917
固　定　資　産	**29,207,663**	設備関係支払手形	30,662
有形固定資産	**20,398,975**	設備関係電子記録債務	78,456
建物	7,243,675	その他	112,271
構築物	986,959	**固　定　負　債**	**4,918,865**
機械及び装置	2,893,588	繰延税金負債	122,928
車両及び運搬具	7,260	土地再評価に係る繰延税金負債	616,302
工具器具及び備品	312,169	役員退職慰労引当金	48,900
土地	8,525,970	退職給付引当金	3,307,068
建設仮勘定	8,663	その他	823,665
その他	420,688	**負　債　合　計**	**19,099,298**
無形固定資産	**669,244**	（純資産の部）	
水道施設利用権	1,222	**株　主　資　本**	**58,333,336**
ソフトウェア	585,334	**資　本　金**	**10,425,325**
のれん	50,875	**資本剰余金**	**9,941,856**
その他	31,812	資本準備金	9,941,842
投資その他の資産	**8,139,444**	その他資本剰余金	13
投資有価証券	6,342,093	**利益剰余金**	**38,883,289**
関係会社株式	30,000	その他利益剰余金	38,883,289
出資金	1,220	繰越利益剰余金	38,883,289
関係会社出資金	1,565,576	**自己株式**	**△917,134**
長期前払費用	83,876	**評価・換算差額等**	**1,575,080**
差入保証金	60,710	その他有価証券評価差額金	3,199,125
その他	61,340	土地再評価差額金	△1,624,044
貸倒引当金	△5,372	**純　資　産　合　計**	**59,908,417**
資　産　合　計	**79,007,715**	**負債・純資産合計**	**79,007,715**

損　益　計　算　書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金	額
売　上　高		61,129,011
売　上　原　価		47,232,484
売上総利益		13,896,527
販売費及び一般管理費		6,349,994
営業利益		7,546,533
営業外収益		
受取利息及び配当金	218,053	
その他	52,542	270,595
営業外費用		
支払利息	39	
為替差損	24,026	
その他	3,235	27,301
経常利益		7,789,827
特別利益		
固定資産売却益	25	
投資有価証券売却益	16,265	16,291
特別損失		
固定資産売却損	272	
固定資産除却損	84,522	
投資有価証券評価損	1,000	
保険解約損	10,830	
減損損失	763	97,389
税引前当期純利益		7,708,730
法人税、住民税及び事業税	2,418,848	
法人税等調整額	△46,552	2,372,296
当期純利益		5,336,433

株主資本等変動計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

項目	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	10,425,325	9,941,842	－	9,941,842
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			13	13
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	－	－	13	13
当期末残高	10,425,325	9,941,842	13	9,941,856

項目	株主資本			
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	35,099,381	35,099,381	△916,683	54,549,865
当期変動額				
剰余金の配当	△1,552,526	△1,552,526		△1,552,526
当期純利益	5,336,433	5,336,433		5,336,433
自己株式の取得			△470	△470
自己株式の処分			20	33
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	3,783,907	3,783,907	△450	3,783,470
当期末残高	38,883,289	38,883,289	△917,134	58,333,336

項目	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,649,809	△1,624,044	1,025,765	55,575,631
当期変動額				
剰余金の配当				△1,552,526
当期純利益				5,336,433
自己株式の取得				△470
自己株式の処分				33
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	549,315		549,315	549,315
当期変動額合計	549,315	－	549,315	4,332,785
当期末残高	3,199,125	△1,624,044	1,575,080	59,908,417

個　別　注　記　表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

１．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券　時価のあるもの　決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの　移動平均法による原価法

(2) 子会社株式　移動平均法による原価法

２．たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(1) 製品・仕掛品　個別法

(2) 原材料　移動平均法

(3) 貯蔵品　最終仕入原価法

３．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産以外）

定率法によっております。なお、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備および構築物につきましては、定額法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産以外）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

また、のれんにつきましては、８年間で均等償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する方法によっております。

(4) 長期前払費用

均等償却によっております。

４．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につきましては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては、個別に財務内容を評価し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 製品保証引当金

製品保証に伴う費用の支出に備えるため、過去の実績率に基づいて算出した見積額および特定の製品に対する個別に算出した発生見込額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、社内規程に基づき当事業年度末要支給額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

５．ヘッジ会計の方法

為替予約について振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

６．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理の方法

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

貸借対照表に関する注記

１．有形固定資産の減価償却累計額　17,525,201千円

２．関係会社に対する金銭債権債務

(1) 短期金銭債権　26,907,399千円

(2) 短期金銭債務　239,718千円

３．土地再評価に関する事項

土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）および土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年３月31日公布法律第19号）に基づき、平成14年３月31日に事業用の土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額につきましては、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年３月31日公布法律第24号）に基づき、土地再評価に係る繰延税金負債は負債の部に、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法は、土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第３号に定める固定資産税評価額および第２条第４号に定める路線価に合理的な調整を行い算出しております。

再評価を行った年月日　平成14年３月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿残高との差額　△2,646,649千円

損益計算書に関する注記

１．関係会社との取引高

(1) 売上高　2,990,658千円

(2) 仕入高　2,777,557千円

(3) 販売費及び一般管理費　26,619千円

(4) 営業取引以外の取引高　20,840千円

２．通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益低下による簿価切下額

売上原価　△5,979千円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,826,877株	581株	40株	1,827,418株

（変動事由の概要）

１．増加数は、単元未満株式の買取りによるものであります。

２．減少数は、単元未満株式の売渡しによるものであります。

税効果会計に関する注記

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）

たな卸資産	27,589千円
未払事業税・事業所税	85,625千円
製品保証引当金	54,742千円
退職給付引当金	1,007,332千円
未払賞与	305,384千円
建物、構築物、機械及び装置	43,221千円
土地	568,962千円
投資有価証券	173,040千円
その他	319,482千円
繰延税金資産小計	2,585,380千円
評価性引当額	△995,447千円
繰延税金資産合計	1,589,932千円

（繰延税金負債）

その他有価証券評価差額金	△1,179,787千円
その他	△8,012千円
繰延税金負債合計	△1,187,799千円
繰延税金資産の純額	402,132千円

２．土地再評価差額金に係る繰延税金資産

（繰延税金資産）

再評価差額（損）	923,260千円
繰延税金資産小計	923,260千円
評価性引当額	△923,260千円
繰延税金資産合計	－千円

（繰延税金負債）

再評価差額（益）	△616,302千円
繰延税金負債合計	△616,302千円
繰延税金負債の純額	△616,302千円

関連当事者との取引に関する注記

１．親会社及び法人主要株主等

属　性	会社等の名称	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科　目	期末残高（千円）
					役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	株式会社豊田自動織機	80,462,672	自動車・産業車両・繊維機械等の製造販売	52.2	転籍　2名 従業員　1名	特装車の販売および部品の販売・購入 資金の預託	預け金（純額）※	△725,393	預け金	25,116,417

（注）取引条件および取引条件の決定方針等

※　預け金につきましては、株式会社豊田自動織機が運用するＣＭＳ（キャッシュマネージメントサービス）による取引であり、市場金利を勘案した合理的な利息を設定しております。また、取引金額においては純額で表示しております。

２．子会社等

属　性	会社等の名称	資本金又は出資金（千米ドル）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科　目	期末残高（千円）
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	浙江愛知工程機械有限公司	15,000	特殊機械の製造・販売	100.0	理事　2名 参与　1名 従業員　3名	特殊機械および部品の販売・購入 運転資金の貸付	運転資金の貸付（純額）※	47,600	短期貸付金	849,920

（注）取引条件および取引条件の決定方針等

※　運転資金の貸付につきましては、市場金利を勘案した合理的な利息を設定しております。また、取引金額においては純額で表示しております。

１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　771円76銭

１株当たり当期純利益　68円75銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年５月14日

株式会社アイチコーポレーション
取　締　役　会　　御　中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　戸　　田　　栄　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　川　　原　　光　爵　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社アイチコーポレーションの平成29年４月１日から平成30年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイチコーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年５月14日

株式会社アイチコーポレーション
　取　締　役　会　　御　中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　戸　　田　　栄　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　川　　原　　光　　爵　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社アイチコーポレーションの平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針及び監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人、親会社の監査役その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会の決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じ説明を求め、意見表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ＰｗＣあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人ＰｗＣあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年５月21日

株式会社アイチコーポレーション　監査役会

常勤監査役　水野行廣　㊞

常勤監査役　島田健一　㊞

監査役(社外監査役)　伊藤卓志　㊞

監査役(社外監査役)　高月重廣　㊞

監査役(社外監査役)　古林清　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

当社は株主の皆様へ長期的な視点に立った配当を基本として、経営体質強化および今後の事業展開等を勘案し、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当金に関する事項

(1) 配当財産の種類
金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式１株につき金１１円といたします。
総額　853,884,152 円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成30年６月22日といたします。

第２号議案　定款一部変更の件

１．定款変更の目的

当社は取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスを強化することにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を実現するため、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により創設された監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、当社定款の内容を監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

２．定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

（下線部は、変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総則 （商号） 第１条　当会社は株式会社アイチコーポレーションと称し、英文ではAICHI CORPORATIONと表示する。	第１章　総則 （商号） 第１条　当会社は、株式会社アイチコーポレーションと称し、英文ではAICHI CORPORATIONと表示する。

現　行　定　款	変　更　案
（目的） 第２条　　（省略） １．～ ６．	（目的） 第２条　　（現行どおり） （１）～（６）
第２章　株式	第２章　株式
（単元未満株主の権利制限） 第９条　　（省略） 会社法第189条第２項各号に掲げる権利。 取得請求権付株式の取得を請求する権利。 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利。 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利。	（単元未満株主の権利制限） 第９条　　（現行どおり） （１）　（現行どおり） （２）　（現行どおり） （３）　（現行どおり） （４）　（現行どおり）
（株主名簿管理人） 第11条　　（省略） ２．株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。	（株主名簿管理人） 第11条　　（現行どおり） ２　　（現行どおり）
（基準日） 第12条　当会社は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使できる株主とする。本定款に定めのある場合のほか必要あるときは取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。	（基準日） 第12条　当会社は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使できる株主とする。 ２　本定款に定めのある場合のほか必要あるときは取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。
第３章　株主総会 （招集） 第13条　定時株主総会は、事業年度の終了後３ヶ月以内に招集する。臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。	第３章　株主総会 （招集） 第13条　定時株主総会は、事業年度の終了後３ヶ月以内に招集する。 ２　臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

現　行　定　款	変　更　案
（議長） 第14条　株主総会の議長は、社長がこれにあたる。 社長に事故あるときは、他の取締役がこれにあたる。	（株主総会の招集権者および議長） 第14条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ２　取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
（議決権の代理行使） 第16条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。	（議決権の代理行使） 第16条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。
（決議） 第17条　株主総会の決議は、法令および定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれをおこなう。 会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上でおこなう。	（決議） 第17条　株主総会の決議は、法令および定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。 ２　会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上で行う。
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
（定員） 第19条　当会社の取締役は、15名以内とする。	（取締役の数） 第19条　当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、10名以内とする。 ２　当会社の監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）は、５名以内とする。
（新設）	

現　行　定　款	変　更　案
（取締役の選任） 第20条　　（新設） 取締役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によってこれをおこなう。 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。	（取締役の選任） 第20条　取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役を区別して株主総会の決議によって選任する。 ２　取締役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によってこれを行う。 ３　　（現行どおり）
（取締役の任期） 第21条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 （新設） （新設）	（取締役の任期） 第21条　取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ２　監査等委員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ３　任期満了の前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。
（代表取締役） 第22条　当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。	（代表取締役） 第22条　当会社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、代表取締役を選定する。 ２　代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。
（役付取締役） 第23条　取締役会の決議により、会長、社長、副社長各１名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	（役付取締役） 第23条　当会社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、取締役会長、取締役社長、取締役副社長各１名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

現　行　定　款	変　更　案
（名誉会長） 第24条　取締役会の決議により、名誉会長１名を定めることができる。	（削除）
（取締役会の招集） 第25条　取締役会は社長が招集し、その議長にあたる。社長に事故あるときは、他の取締役が招集し、その議長にあたる。	（取締役会の招集権者および議長） 第24条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。 ２　取締役社長に欠員または事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
取締役会の招集の通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の３日前にこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、これをさらに短縮することができる。 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。	３　取締役会の招集の通知は、各取締役に対し、会日の３日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。 ４　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。
（取締役会の決議） 第26条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の議決権の過半数をもってこれをおこなう。	（取締役会の決議の方法） 第25条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
（取締役会の決議の省略） 第27条　当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。	（取締役会の決議の省略） 第26条　当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。
（新設）	（業務執行の決定の取締役への委任） 第27条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

現　行　定　款	変　更　案
（新設）	（取締役の報酬等） 第29条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
（取締役の責任免除） 第29条　（省略） 2　（省略）	（取締役の責任免除） 第30条　（現行どおり） 2　（現行どおり）
第５章　監査役および監査役会	第５章　監査等委員および監査等委員会
（監査役および監査役会の設置） 第30条　当会社は、監査役および監査役会を置く。	（監査等委員会の設置） 第31条　当会社は、監査等委員会を置く。
（定員） 第31条　当会社の監査役は、５名以内とする。	（削除）
（監査役の選任） 第32条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。	（削除）
（監査役の任期） 第33条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	（削除）
（補欠） 第34条　補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。	（削除）

現　行　定　款	変　更　案
（常勤の監査役） 第35条　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	（常勤の監査等委員） 第32条　監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。
（監査役会の招集） 第36条　監査役会は各監査役がこれを招集する。監査役会の招集の通知は、各監査役に対し、会日の３日前にこれを発する。 ただし、緊急の必要があるときは、これをさらに短縮することができる。 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。	（監査等委員会の招集） 第33条　（削除） 監査等委員会の招集の通知は、各監査等委員に対し、会日の３日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。 ２　監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開くことができる。
（監査役会の決議） 第37条　監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれをおこなう。	（監査等委員会の決議の方法） 第34条　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
（監査役会規則） 第38条　監査役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか監査役会で定める監査役会規則による。	（監査等委員会規則） 第35条　監査等委員会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか監査等委員会で定める監査等委員会規則による。
（監査役の責任免除） 第39条　当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失が無い場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 当会社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。	（削除）

現　行　定　款	変　更　案
第６章　会計監査人 第40条～第41条　（省略） （会計監査人の任期） 第42条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。	第６章　会計監査人 第36条～第37条（現行どおり） （会計監査人の任期） 第38条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ２　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。
第７章　計算 第43条～第45条　（省略） （期末配当金および中間配当金の除斥期間） 第46条　期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社は支払の義務を免れるものとする。未払いの期末配当金および中間配当金には利息を付さない。	第７章　計算 第39条～第41条（現行どおり） （期末配当金および中間配当金の除斥期間） 第42条　期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社は支払の義務を免れるものとする。 ２　未払いの期末配当金および中間配当金には利息を付さない。

現　行　定　款	変　更　案
（新設）	附則
（新設）	（監査役の責任免除等に関する経過措置） 当会社は、2018年６月開催の第70回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第１項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２　2018年６月開催の第70回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約については、当該行為に関する限り、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条の定めるところによる。 ３　本附則は、2028年６月20日をもって削除する。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

当社は第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（５名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名の選任をお願いするものであります。

本議案にかかる決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	三浦　治（みうら　おさむ） （昭和29年12月12日生）	昭和52年４月　日産自動車株式会社入社 平成11年６月　株式会社豊田自動織機製作所入社（現社名　株式会社豊田自動織機） トヨダテキスタイルマシナリー株式会社取締役社長 平成19年１月　トヨタ欧州産業車両有限会社取締役社長 平成19年６月　株式会社豊田自動織機常務役員 平成20年６月　株式会社豊田自動織機執行役員 平成22年６月　当社専務取締役 平成27年６月　当社代表取締役専務取締役 平成28年６月　当社代表取締役社長（現任）	20,000株
2	稲越紳也（いなこし　しんや） （昭和29年６月12日生）	昭和52年４月　株式会社豊田自動織機製作所入社（現社名　株式会社豊田自動織機） 平成15年６月　株式会社豊田自動織機コーポレート・センター財務部長 平成20年１月　株式会社豊田自動織機エレクトロニクス事業部事業企画部長 平成26年７月　当社執行役員 平成27年６月　当社取締役 平成28年６月　当社代表取締役常務取締役企画・管理部門統括、中国関係会社管掌 平成29年６月　当社代表取締役常務取締役企画・管理部門、営業部門統括（現任）	10,105株
3	大平彰彦（おおひら　あきひこ） （昭和30年７月６日生）	昭和53年４月　当社入社 平成13年４月　当社研究開発部長 平成16年４月　当社生産技術部長 平成18年４月　愛知車輌工業株式会社取締役社長 平成22年４月　当社中国事業部担当部長 平成22年７月　当社執行役員 平成28年６月　当社取締役情報システム部門管掌、生産管理部担当 平成29年６月　当社取締役情報システム部門、品質保証部門、技術・開発部門、生産管理部門、製造部門統括（現任）	7,270株

（注）各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

当社は第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役４名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案にかかる決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	鈴木　武（すずき　たけし） （昭和22年11月18日生）	昭和45年４月　トヨタ自動車販売株式会社入社 （現社名　トヨタ自動車株式会社） 平成12年６月　トヨタ自動車株式会社取締役 平成15年６月　トヨタ自動車株式会社常務役員 平成16年６月　トヨタ自動車株式会社専務取締役 平成20年６月　トヨタファイナンシャルサービス株式会社代表取締役社長 平成23年６月　あいおいニッセイ同和損害保険株式会社代表取締役会長 平成25年６月　当社取締役（現任） 〔重要な兼職の状況〕 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社特別顧問 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社社外取締役	0株
	選任の理由 トヨタ自動車株式会社、トヨタファイナンシャルサービス株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の取締役として経営に携わり、長年の業務経験による深い知識と豊富な経験に基づき、社外取締役の立場から適切なアドバイスをいただいております。今後は監査等委員である取締役として当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化に貢献していただけるものと判断し、候補者といたしました。		
2	伊藤　卓志（いとう　たくし） （昭和27年９月21日生）	平成18年７月　西日本電信電話株式会社取締役 東海事業本部長兼名古屋支店長 株式会社ＮＴＴ西日本-東海代表取締役社長 平成19年７月　日本電話施設株式会社入社 （現社名　ＮＤＳ株式会社） 平成20年６月　日本電話施設株式会社専務取締役経営企画本部長 （現社名　ＮＤＳ株式会社） 平成21年６月　日本電話施設株式会社代表取締役社長 （現社名　ＮＤＳ株式会社） 平成29年６月　当社監査役（現任） ＮＤＳ株式会社取締役会長（現任） 〔重要な兼職の状況〕 ＮＤＳ株式会社取締役会長 株式会社東海通信資材サービス社外取締役 テレビ愛知株式会社社外取締役 株式会社エフエム愛知社外取締役	0株
	選任の理由 西日本電信電話株式会社、日本電話施設株式会社（現社名　ＮＤＳ株式会社）の取締役として経営に携わり、長年の業務経験による深い知識と豊富な経験を有するとともに、社外監査役の立場から適切なアドバイスをいただいております。今後は監査等委員である取締役として当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化に貢献していただけるものと判断し、候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	高月 重廣（たかつき しげひろ） （昭和25年１月11日生）	昭和49年４月　三井造船株式会社入社 昭和51年１月　プライスウォーターハウス会計事務所入所 （現社名　ＰｗＣあらた有限責任監査法人） 平成３年７月　プライスウォーターハウス英国ファームパートナー （現社名　プライスウォーターハウスクーパース） 平成13年７月　中央青山監査法人入所 平成19年７月　新日本監査法人入所　代表社員 （現社名　新日本有限責任監査法人） 平成26年６月　当社監査役（現任）	0株
	選任の理由 過去に直接、会社の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士の資格を持ち、会計監査および国際税務に関する豊富な知識と経験等を有し、社外監査役の立場から公正かつ適切なアドバイスをいただいております。今後は監査等委員である取締役として当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化に貢献していただけるものと判断し、候補者といたしました。		
4	川瀧 悟（かわたき さとる） （昭和40年３月13日生）	昭和63年４月　株式会社豊田自動織機製作所入社 （現社名　株式会社豊田自動織機） 平成22年１月　株式会社豊田自動織機トヨタＬ＆Ｆカンパニー ＴＭＨＧ統括部経営管理室長 平成27年６月　株式会社豊田自動織機トヨタＬ＆Ｆカンパニー ＴＭＨＧ統括部長（現任） 平成28年６月　当社取締役（現任）	0株
	選任の理由 過去に直接、会社の経営に関与された経験はありませんが、株式会社豊田自動織機トヨタＬ＆Ｆカンパニーにてグローバル戦略を担当するＴＭＨＧ統括部にて豊富な知識と実務経験等を有し、取締役の立場から公正かつ適切なアドバイスをいただいております。今後は監査等委員である取締役として当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化に貢献していただけるものと判断し、候補者といたしました。		

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．鈴木武氏、伊藤卓志氏および高月重廣氏の３名は、社外取締役候補者であります。
（１）鈴木武氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって５年となります。
（２）伊藤卓志氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。
（３）高月重廣氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。
３．当社は、鈴木武氏、伊藤卓志氏および高月重廣氏の３名を、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。各氏が選任された場合、当社は引き続き独立役員とする予定であります。
４．当社は鈴木武氏、伊藤卓志氏および高月重廣氏の３名と、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める額を責任の限度としております。
また、鈴木武氏、伊藤卓志氏、高月重廣氏および川瀧悟氏の４名が選任された場合は、各氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社は第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

当社の取締役の報酬額は平成27年６月26日開催の第67回定時株主総会において年額３億60百万円以内とご承認いただき今日にいたっております。

つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額２億40百万円以内と定めることといたします。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

第２号議案「定款一部変更の件」および第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は３名となります。

本議案にかかる決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬等の額を、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、年額60百万円以内と定めることといたします。

第２号議案「定款一部変更の件」および第４号議案「監査等委員である取締役４名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は４名となります。

本議案にかかる決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。

第７号議案　退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

当社は第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、本総会終結の時をもって退任されます監査役水野行廣氏および島田健一氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等につきましては、監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

本議案にかかる決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。

退任監査役各氏の略歴は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
水野　行廣（みずの　ゆきひろ）	平成27年６月　当社監査役(現任)
島田　健一（しまだ　けんいち）	平成27年６月　当社監査役(現任)

以上

メ　　モ

株主総会会場ご案内略図

日　時：平成30年６月21日（木曜日）午前10時
会　場：埼玉県上尾市大字領家字山下1152番地の10
　　当本社

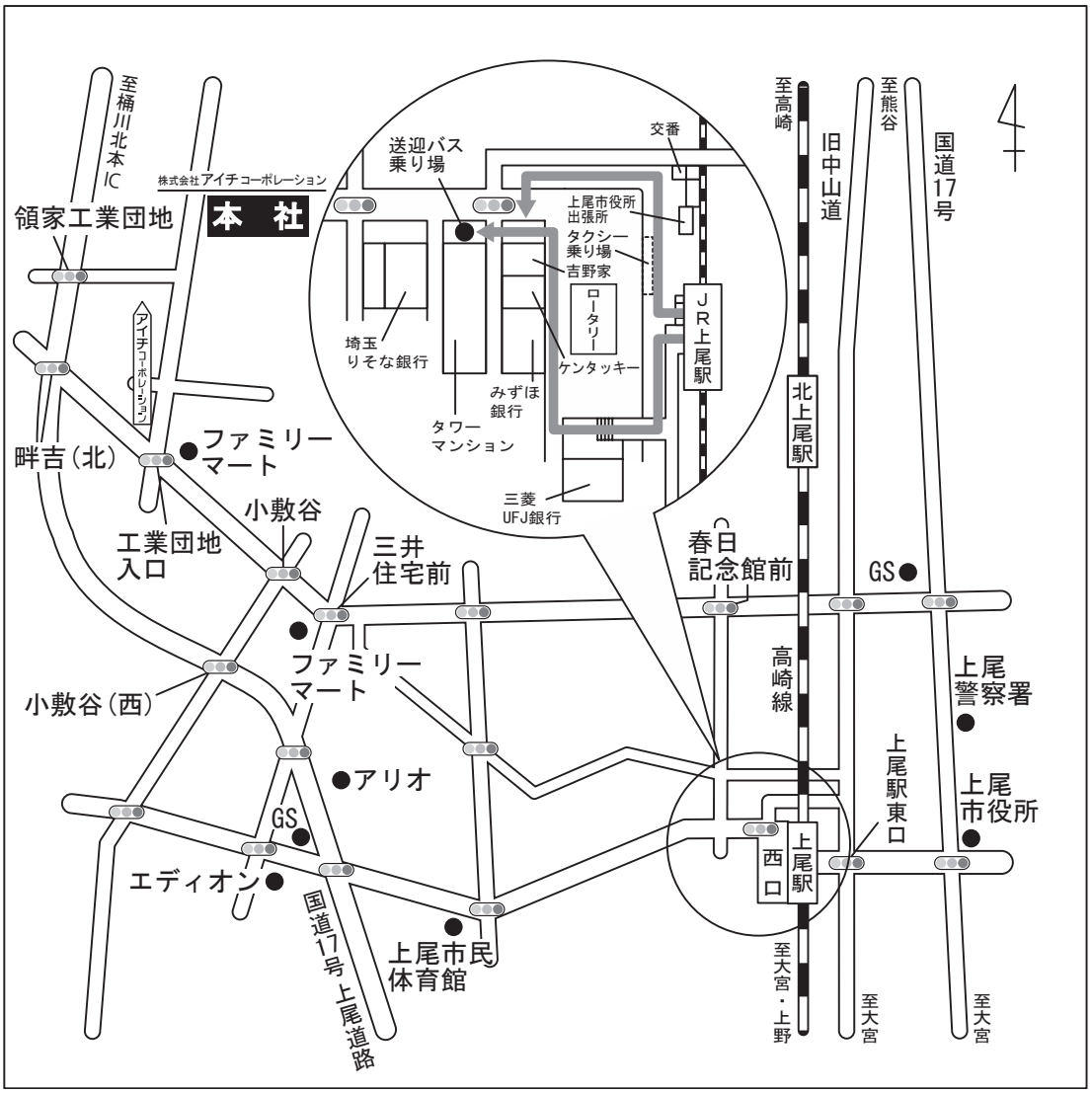

当日は上尾駅（JR 高崎線）より送迎バスを運行いたしますので、ご利用ください。
　発車時刻　午前９時10分
　発車場所　上尾駅西口
なお、タクシーでは、上尾駅より株主総会会場までの所要時間は約20分です。